

鹿屋市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

鹿屋市児童手当事務取扱規則（平成24年鹿屋市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別記第11号様式中「鹿児島県知事」を「鹿屋市長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。